

2018年夏号 仙台市農政だより



発行 仙台市経済局農林部(農政企画課、農業振興課、農林土木課)
〒980-0803 青葉区国分町3丁目6-1 仙台パークビル9階
電話 022-214-8265(農政企画課) FAX 022-214-8338

◆ホームページ(農林水産業ページ) <https://www.city.sendai.jp/kurashi/shizen/norinsuisan/index.html>
◆Eメール kei008110@city.sendai.jp(農政企画課)



▲「今朝採り枝豆」はこちらのロゴが目印

「仙台枝豆プロジェクト」は、生産地と消費地に近い本市農業の強みを活かした流通システムの構築により、早朝に収穫した新鮮な枝豆を、その日の夕方には飲食店で提供する取り組みです。
「今朝採りの鮮度」、「良質」といった高付加価値化により農業者の収益増加につなげ、市内の飲食店等で地元消費者や観光客にPRすることにより、地域経済の活性化を図ります。
昨年は市内の76店舗で提供いただいた今朝採り枝豆。今年は更なる拡大を目指していきます。

仙台産枝豆のブランド化を目指し「仙台枝豆プロジェクト」を進めています！

また、この事業で構築した流通システムを活用し、枝豆以外の仙台産農産物も飲食店に提供することで、枝豆のブランド化だけでなく、「地産地消」への取り組みをより強化していきます。

○飲食店での今朝採り枝豆提供期間…

7月中旬から10月中旬予定
(提供店の詳細は、左記の仙台枝豆プロジェクトのフェイスブックをご覧ください。)



【仙台枝豆プロジェクト】
フェイスブックURL
<https://www.facebook.com/sendaiedamame/>

【農政企画課

農食ビジネス推進室

214・8266】

「せんだい次世代農業経営者育成ゼミ」を開講しています

本市では、(公財)翠生農学振興会・東北大学農学研究所に委託し、次世代の本市の農業を担うプロの農業経営者の育成を目的に、「せんだい次世代農業経営者育成ゼミ」を開講しています。



▲7月13日に行なわれた開講式の様子

第2期生となる今年度は、地域で活躍する若手の認定農業者や法人の役員、6次化に取り組み農業者など、夫婦での参加も含め10名の塾生を迎え、開講式を行いました。
塾生からは、「色々な講義を通じて、自分の農業経営を考えるきっかけにしていきたい」「新しいネットワークを作りたい」などゼミへの期待が寄せられました。
今後、2月まで東北大学青葉山新キャンパスを拠点に、全13回の講座・視察研修等を通じて、プロの農業経営者として必要になる経営管理に関する知識・スキルの習得、人脈の構築を目指します。
【農業振興課担い手育成係
214・7327】

仙台市からのお知らせ

農薬は適正・安全に 使いましょう

農薬残留基準値を超えた農産物は流通禁止となるため、農薬散布に当たっては周辺の作物及び環境へ危害を及ぼさないよう注意を徹底する必要があります。安全・安心な農産物を生産するため、農薬は使用基準を遵守し、飛散防止策を徹底する等、次の事項に注意して、正しく使用しましょう。

○ラベル記載事項の確認を

農薬ラベルに農林水産省の登録番号等が表示されている農薬及び特定農薬のみ使用できます。ラベルの記載をよく読み、適用作物名や希釈倍数等の使用基準、防護装備などに関する注意事項を遵守しましょう。

○使用履歴を保管する

農薬を使用した年月日、場所、商品名、単位面積当たりの使用量又は希釈倍数について、栽培履歴記録簿等に記載し、一定期間保管しましょう。

○周辺環境への配慮を

周辺への飛散を防ぐために強風時における散布は控え、飛散低減ノズルを使用する等、周辺への飛散防止に努めましょう。また、農薬を散布するときは、散布前に周辺住民への連絡や必要に応じて立札を設置するなど、注意喚起を行いましょ。

○農薬の事故を防止する

農薬の調製又は散布を行うときは、農薬用マスク等の防護装備を着用し、慎重に取り扱いましょ。

○保管は鍵のかかる保管庫で

農薬は安全な場所に施錠して保管し、作業後は速やかに戻しましょ。

○万一、身体に異常を感じたら

農薬の散布によってめまいや頭痛が生じ、又は気分が少しでも悪くなった場合には、農薬の容器を持って、ただちに医師の診断を受けましょ。

【農業振興課生産振興係

診断を214・8335】

6次産業化に関する 専門家派遣します

6次産業化に取り組む方の悩みや相談に応じて、アドバンスや指導を行う専門家を派遣します。

○対象者

- (1) 認定農業者、認定新規就農者
- (2) 農地所有適格法人
- (3) 農業者3戸以上で組織し、代表者及び規約を定めている団体
- (4) 保健所の営業施設の許可・登録を取得している農業者

派遣内容	
費用	無料
派遣回数	年度内5回まで
相談内容例	パッケージデザイン・ホームページ・装飾作成、レシピ開発、販路拡大など

本事業を利用して会社ロゴを作成した(有)和雄と一郎の農場の今野代表取締役は、「ロゴシールにより、取引先から「インパクトがあつて良い」との反響があつた。」と話していただきました。ロゴシールが消費者への販売促進のPRに一役買つてい



▲(有)和雄と一郎のロゴシール

専門家派遣の希望や相談は左記までお問い合わせください。

【農政企画課

農食ビジネス推進室

214・8266】

園芸作物等の導入に対する支援を行います

農業経営の新たな主要品目となる園芸作物等の導入に向けた取り組みに対して、経費を助成します。

○対象者

- (1) 認定農業者
- (2) 仙台市内に拠点を置く農地所有適格法人
- (3) 農業者3戸以上で組織し、代表者及び規約を定めている団体

○内容

- (1) 試験栽培
 - ・ 農業経営の新たな主要品目となる作物（自家消費用は対象外）
 - ・ 震災以降、販売したことのない作物
- ・ 申請時から翌年の3月末までに定植する作物
- (2) 視察・研修
 - ・ 「(1) 試験栽培」で取り組む作物の栽培地への視察、又は栽培技術を学ぶ研修

○助成率

対象経費の1/2以内
(二年目は1/3以内、三年目は1/4以内)

補助対象経費・助成額上限等

(1)試験栽培	<ul style="list-style-type: none"> ・ 種苗費、肥料費、農薬費、諸材料費 ・ 助成額上限：10万円/品目 以内 ・ 申請上限：年間3品目まで
(2)視察・研修	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交通費、謝金費、講習受講費 ・ 助成額上限：5万円/回 以内 ・ 申請上限：年間2回まで

詳しくは左記までお問い合わせください。

【農業振興課担い手育成係】

214・7327

多面的機能支払交付金制度により地域の共同活動を支援します

多面的機能支払交付金制度は、農地の維持のほか、水路の草刈り・泥上げ、農道の路面維持、施設の軽微な補修、花の植栽による景観形成など地域の共同活動を支援する制度です。

現在、市内では、49組織が農

業振興地域内の農用地区域において活動しており、水路・農道等の保全管理に大きな成果を挙げています。

市では、今後も農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮のため、地域の共同活動に対して支援していきます。

来年度以降、新たに対象となる活動への取り組みをお考えの地域の方は、左記までご相談ください。

【農業振興課地域支援係】

214・8334

GAPの認証取得を支援します

農業生産工程管理（GAP）の認証取得、又は更新に必要な経費の一部を助成します。

○対象者

- ・ 市内に住所（所在地）を有し、次のいずれかに該当する者で、市税の滞納がないこと。
- (1) 認定農業者、認定新規就農者
- (2) 農地所有適格法人
- (3) 農業者3戸以上で組織し、代表者及び規約を定めている団体
- (4) 仙台農業協同組合

○内容

- ・ 審査費用（登録費用、認証発行手数料等）
- ・ 設備改修資材導入費
- ・ 分析費（残留農薬、水質、土壌等）
- ・ ICTサービス利用料
- ・ 研修指導費用

○助成率

経費の1/2以内

※認証の種類毎に助成額の上限が異なります。

ただし、新規取得の場合は、宮城県農業生産工程管理推進事業（県事業）の該当の有無に関わらず、当該県補助相当額を助成額から除きます。

認証の種類ごとの助成額上限	
GLOBALG.A.P.	29万5千円
ASIAGAP	15万円
JGAP	13万円

詳しくは左記までお問い合わせください。

【農業振興課生産振興係】

214・8335

レクリエーション農園 (市民向け貸し農園) を支援しています

市では、潤いとやすらぎを求め、市民のニーズに応え、農業への理解を深めていただくため、レクリエーション農園の開設や運営を支援しています。

市政だよりや市ホームページ等で、利用希望者への情報発信を行っていますので、掲載をご希望の方はご連絡ください。



▲レクリエーション農園の様子

また、新たにレクリエーション農園を開設する場合や修繕を行う場合には、経費の一部助成を行っています。

なお、農業振興地域農用地区域内での開設は難しい場合があります。

○対象者
市税を滞納していない個人又は法人等

対象経費・補助金上限等	
対象経費	・土地整備費 ・井戸工事費 ・看板設置費 ・駐車場整備費 ・休憩所及びトイレ設置費 等
上限額	経費の1/2以内で 開設：30万円 修繕：15万円 (ただし、予算範囲内とする)

○対象要件
・概ね10a以上の農園面積であること
・開設者と利用者との間で、入園契約等を締結すること
・修繕の場合は過去にこの助成を受けていないこと

詳しくは左記までお問い合わせください。

【農政企画課

農食ビジネス推進室

214・8266】

「旬の香り市」に 参加しませんか

「旬の香り市」は、市内の農業者等で構成する旬の香り市実行委員会が、消費者に仙台的農業を理解していただくために、安心して新鮮な地場農産物や農産加工品等の直売を行う取り組みです。
勾当台公園にて月2回程度の出店を予定しています。



▲旬の香り市の様子

市内の農業者や農業者の団体で、「旬の香り市」に出店をご希望の方は左記までお問い合わせください。

【農政企画課

農食ビジネス推進室

214・8266】

米粉製粉機を ご利用ください

農業園芸センター加工棟の米粉製粉機が、光熱費等の実費負担のみでご利用いただけます。

○利用できる方
市内在住の農業者

○利用料金
30分100円(税別)
※10キログラムの米で約1時間かかります。

○利用方法
農業園芸センターへ直接予約

また、詳細及び空き状況等は、左記のホームページからも確認することができます。



<http://www.sendai-nogyo-engei-center.jp/>

【農業園芸センター

288・0811】

【農政企画課

農食ビジネス推進室

214・8266】